

鈴鹿市労務費ダンピング調査実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業法（昭和24年法律第100号、以下、「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の一部改正に基づき、鈴鹿市が発注する建設工事において、入札時に提出される労務費、材料費、労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金及び安全衛生経費）の内訳を記載した工事費内訳書について、労務費の調査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領は、予定価格200万円超の競争入札に付する建設工事（法第2条1項に規定する建設工事。）を対象とする。

(入札参加者への周知)

第3条 対象工事の公告又は指名通知の際には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 直接工事費が第4条に規定する一定水準未満である場合、落札者に理由書の提出を求める場合があること。

(調査)

第4条 発注者は、第2条の対象工事において、落札決定後、落札者が提出した工事費内訳書（入札時提出用）に記載された直接工事費を確認することにより、労務費ダンピング調査（以下、「調査」という。）を行う。

なお、低入札価格調査（鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱第8条）により労務費を確認した工事は、調査を実施したものとみなす。

2 発注者は前項の直接工事費が、一定水準以上であるかを確認し、一定水準未満である場合は、次のとおり調査を行うものとする。

なお、一定水準とは、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、

「中央公契連モデルの係数（0.97）」とする。

一定水準（建築工事以外）＝ 発注者の積算における直接工事費×係数

一定水準（建築工事）＝ 発注者の積算における直接工事費×（1－0.1）
×係数

ここでいう建築工事とは、公共建築工事積算基準を適用する工事をいう。

（１） 積算の確認

発注者は自らの積算が市場単価等の材工共の単価を含まず、労務費、材料費及び機械経費に分離可能な単価のみで構成され、労務費を正確に算出できるかを確認する。ただし、建築工事においては、次号により発注者の積算における労務費を算出する場合は、労務費を正確に算出できるものとみなす。

（２） 労務費の確認

前号で労務費を正確に算出できる場合は、落札者が提出した工事費内訳書に記載された労務費が、発注者の積算における労務費（1万円未満切捨て）以上であるかを確認する。

なお、建築工事においては、発注者の積算における労務費は、以下の式により算出し確認する。

労務費 ＝ 工事価格×標準的な労務構成割合（別紙１）

（３） 理由書の提出

第１号で労務費を正確に算出できない場合又は前号で発注者の積算における労務費未満である場合、発注者は落札者に対し期限を定め、書面（様式１）により理由書の提出を求めるものとする。（期限日は様式１の通知日の翌日から起算して３開庁日目を標準とする。）

この場合において、落札者は、期限までに理由書（様式２）を提出しなければならない。

（４） 理由の確認

発注者は、前号の規定により提出された理由書の内容に、合理的な理由があるかを確認する。

なお、当面の間、原則として、以下のアからウに該当する場合は、合理的な理由が無いものとみなす。

ア 理由書が提出期限までに提出されない場合。

イ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した場合。

ウ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や、一定率を乗じるなどして減額した場合。

(改善要請等)

第5条 発注者は、前条第2項第4号の規定により理由を確認した結果、合理的な理由が確認できない場合又は期限までに理由書の提出がない場合は、書面（様式3）により落札者に改善を要請する。

(通報)

第6条 発注者は、前条の規定により改善を要請した場合は、国土交通省中部地方整備局（建設Gメン）へ通報（様式4）を行うものとする。

附 則 この要領は、令和8年12月1日から施行する。

様式1（第4条第2項第3号関係）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

理由書の提出について

下記の工事において、貴社が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準に満たないことから、下記の期限日までに理由書を提出してください。

記

工 事 名：

期 限 日： 年 月 日

※ 通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする。

提出資料： 理由書（様式2）

様式 2 （第 4 条第 2 項第 3 号関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

受注者

代表者

理 由 書

工 事 名：

上記工事について、当該労務費で入札した理由は以下のとおりです。

記

- ・次に該当する場合には、□にレ点を記入の上、その理由を記載
 - ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した
 - ☐ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や一定率を乗じるなどして減額した

○理由

- ・上記に該当しない場合は、以下に理由を記載

○理由（合理的な理由がある）

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断で
きる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項につい
て改善措置を講ずるよう要請します。

記

指摘事項	
要請事項	

様式 4 （第 6 条関係）

第 号
年 月 日

国土交通省中部地方整備局
建設部 建設産業課長 様

鈴鹿市長

労務費ダンピング調査の結果について（通報）

鈴鹿市が発注する下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので、下記により通報します。

記

発注機関に関する事項	発注機関名	鈴鹿市
	担当部署名	技術監理部 技術監理契約課
	担当者名	
	電話番号	
落札者に関する事項	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	建設業許可番号	
入札に関する事項	工事名	
	入札日（開札日）	
	落札率	
労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方		直接工事費に 0.97 を乗じる

（添付資料）

別紙 1 （第 4 条第 2 項第 2 号関係）

「標準的な労務費構成割合」（建築工事）^{*1*2}

居住専用 住 宅	居住専用 準 住 宅	居住産業 併用住宅	事 務 所	店 舗	工 場 ・ 作 業 場	倉 庫	学 校 の 校 舎	病 院 ・ 診 療 所	そ の 他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

- * 1 標準的な労務費構成割合は、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和 7 年 1 2 月）」に記載されている割合であり、「建設資材・労働力需要実態調査結果」（令和 5 年度工事実績）より、算出されたものである。
- * 2 「標準的な労務費構成割合」（建築工事）による算出は、新築工事のみを対象とする。